

国立大学法人山口大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業績の実績に関する評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で、増額または減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与改定を参考に6月期の賞与を0.05月分減額した。 ・国家公務員の給与改定を参考に12月期の賞与を0.05月分増額した。 	
理事		法人の長と同じ
理事(非常勤)		改定なし
監事		法人の長と同じ
監事(非常勤)		改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,254	千円 12,720	千円 4,534	千円 0 ()			
A理事	千円 13,640	千円 10,056	千円 3,584	千円 0 ()		平成24年 3月31日	
B理事	千円 12,966	千円 7,800	千円 3,171	千円 32 (通勤手当) 636 (単身赴任手当) 1326 (地域手当相当額)	平成23年 4月1日		◇
C理事	千円 15,090	千円 11,004	千円 3,922	千円 164 (通勤手当)			
D理事	千円 13,664	千円 10,056	千円 3,584	千円 24 (通勤手当)		平成24年 3月31日	

E理事 (非常勤)	千円 2,040	千円 2,040	千円 0	千円 0 ()		平成24年 3月31日	
A監事	千円 11,835	千円 8,688	千円 3,096	千円 51 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,719	千円 1,680	千円 0	千円 39 (通勤手当)			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A	千円 7,542 (49,676)	年 6 (40)	月 0 (0)	平成24年3月31日	1	役員会において評価係数「1」と決定され、国立大学法人山口大学役員退職手当規則第6条により、決定された。	
理事B	千円 2,514 (32,573)	年 2 (24)	月 0 (0)	平成24年3月31日	1	役員会において評価係数「1」と決定され、国立大学法人山口大学役員退職手当規則第6条により、決定された。	
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることにしている係数である評価係数を記載した。

注2:理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において中長期的な人事計画を定め、人件費抑制に努めながら全学的に適切な人件費管理を行う。教員については、学長運用ポストにより戦略的重点配分を行い、管理業務部門については、再雇用及び障害者雇用に必要な人件費を確保し、人事計画に沿って人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条において準用される独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、業務の実績及び国家公務員の給与水準等を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を考慮し、人件費の範囲内で、昇格の実施、昇給区分の決定及び勤勉手当成績率の決定を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給 (昇格)	勤務成績、職務能力等の総合的な評価により、上位の級に昇格させることができる。
俸給 (昇給)	5段階の昇給区分を設けることにより、勤務成績を適切に反映させる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じて定める成績率に基づき支給する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・国家公務員の給与改定を参考に6月期の賞与を0.05月分減額した。
- ・国家公務員の給与改定を参考に12月期の賞与を0.05月分増額した。
- ・「集中治療病棟」に母体胎児集中治療室を加え、俸給調整給の支給対象とした。
- ・当分の間、55歳を超える特定職員への俸給月額等の支給に当たっては、当該俸給月額等に100分の1.5を乗じて得た額を減額することとした。
- ・国家公務員の給与改定及び社団法人国立大学協会作成の給与表を参考に俸給月額との整合性を確保する観点から、現給保障対象者については、0.49%減額を行った。
- ・月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合の引上げに関し、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎から法定休日を除くこととした。
- ・43歳に満たない職員について、4月にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1849	歳 41.8	千円 6,215	千円 4,637	千円 52	千円 1,578
事務・技術	人 361	歳 39.8	千円 4,973	千円 3,757	千円 81	千円 1,216
教育職種 (大学教員)	人 779	歳 48	千円 8,129	千円 6,003	千円 50	千円 2,126
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 494	歳 35	千円 4,461	千円 3,364	千円 29	千円 1,097
医療職種 (病院医療技術職員)	人 113	歳 35.2	千円 4,454	千円 3,366	千円 30	千円 1,088
技能・労務職種	人 9	歳 50.5	千円 4,929	千円 3,719	千円 44	千円 1,210
教育職種 (附属高校教員)	人 24	歳 43.1	千円 6,995	千円 5,309	千円 123	千円 1,686
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 69	歳 40.8	千円 6,445	千円 4,905	千円 103	千円 1,540

非常勤職員	人 43	歳 46.6	千円 4,280	千円 3,251	千円 56	千円 1,029
事務・技術	人 20	歳 57.4	千円 3,446	千円 2,709	千円 68	千円 737
教育職種 (大学教員)	人 15	歳 42.7	千円 5,866	千円 4,340	千円 61	千円 1,526
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 8	歳 27.1	千円 3,391	千円 2,566	千円 15	千円 825

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

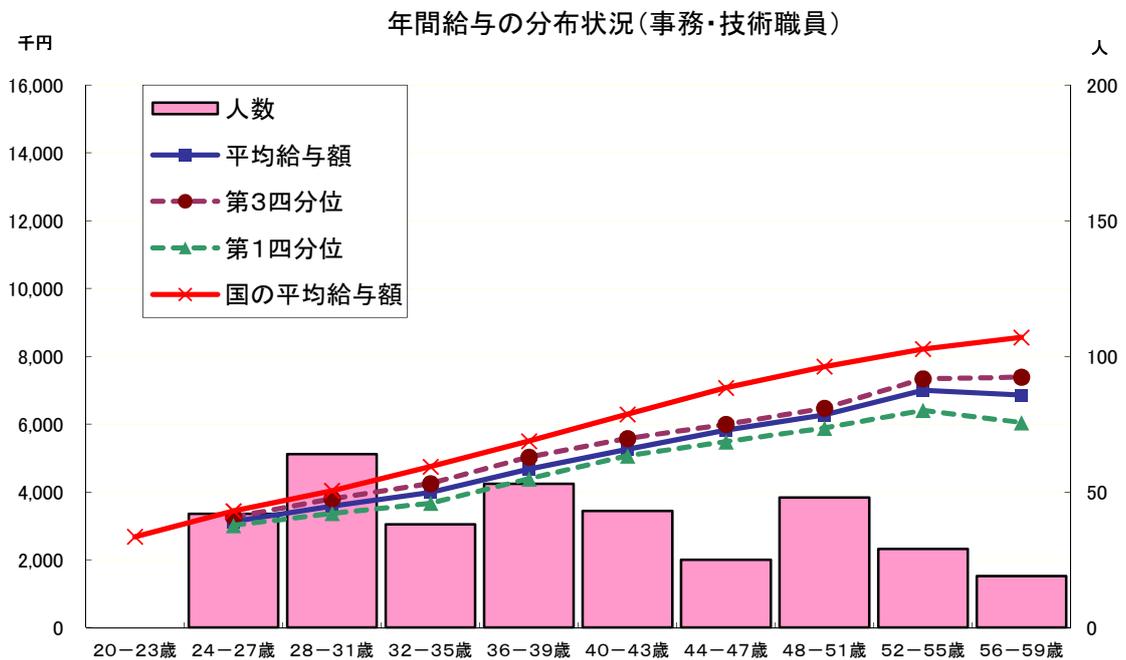
注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手等の業務を行う者を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

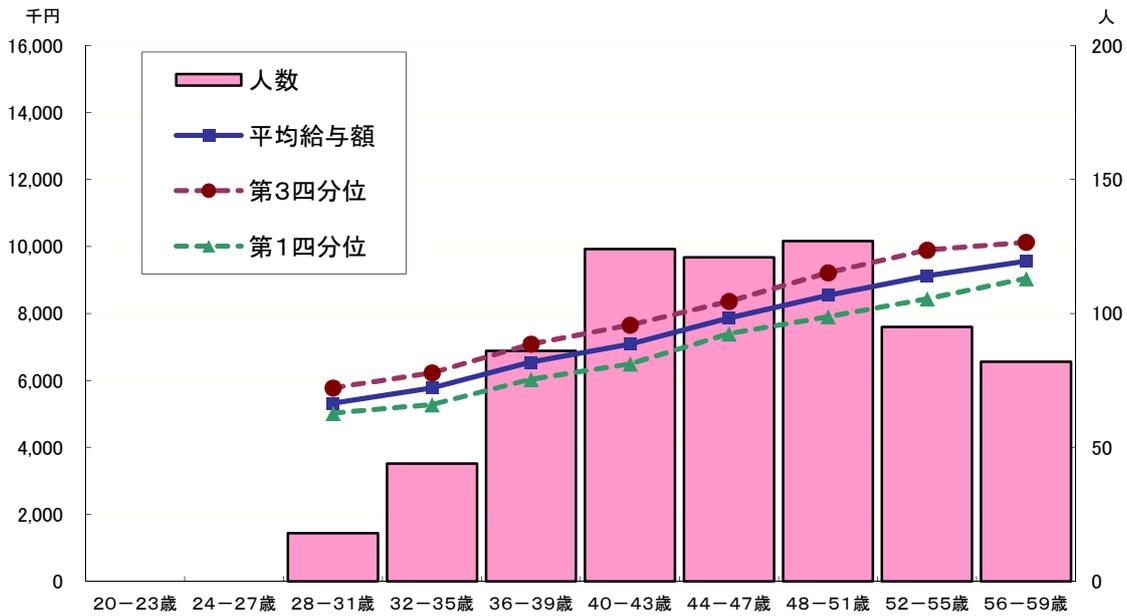


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	7	56.5	7,748	9,046	10,137		
課長	22	53.3	6,878	7,421	7,698		
副課長	33	51.3	6,151	6,341	6,582		
係長	130	44.1	5,052	5,436	5,815		
主任	40	37.1	3,748	4,348	4,860		
係員	129	30.1	3,204	3,483	3,755		

年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))



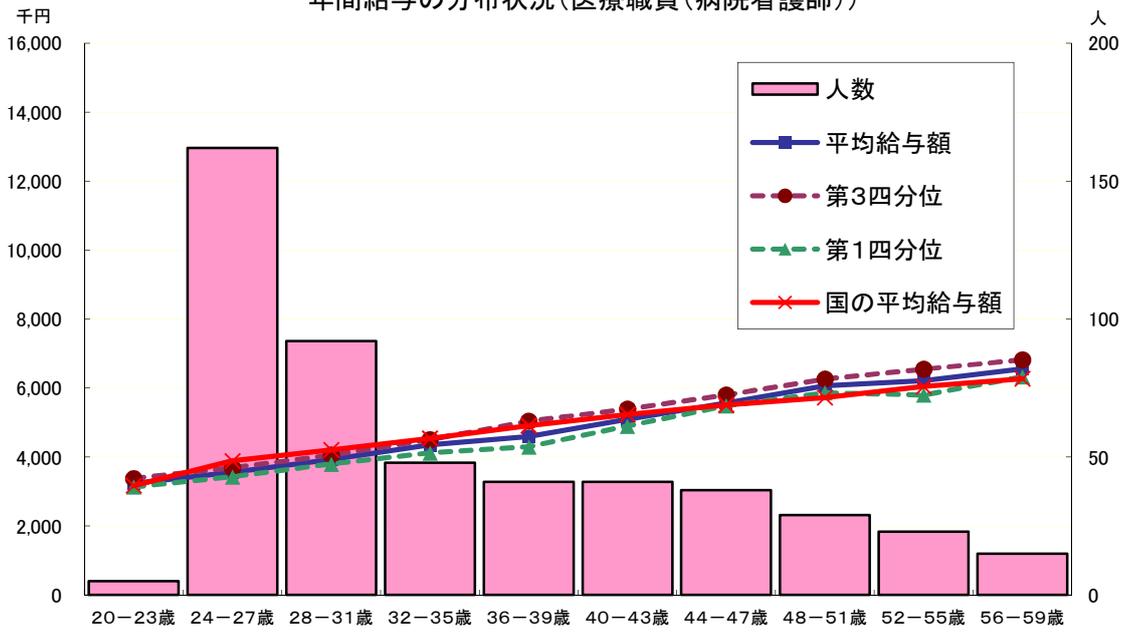
(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	318	54.7	8,979	9,532	10,071
准教授	227	46.5	7,332	7,744	8,120
講師	81	42.9	6,390	7,107	7,813
助教	147	38.9	5,698	6,102	6,573
助手	4	45.0	-	5,338	-
教務職員	2	-	-	-	-

注1:助手の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2:教務職員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		-	-	-	-	-
副看護部長	3	53.5	-	-	6,730	-	-
看護師長	25	52.7	6,330	6,470	6,470	6,696	6,696
副看護師長	54	47.4	5,678	5,882	5,882	6,153	6,153
看護師	411	32.0	3,559	4,093	4,093	4,450	4,450

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	副課長 副事務長 係長	課長 事務長 副課長 副事務長
人員(割合)	361	56 (15.5%)	94 (26.0%)	128 (35.5%)	40 (11.1%)	30 (8.3%)
年齢(最高～最低)		58～24	39～27	59～35	59～44	59～48
所定内給与年額(最高～最低)		3,066～2,029	3,573～2,400	4,710～2,856	5,619～4,024	5,810～4,583
年間給与額(最高～最低)		3,951～2,700	4,596～3,171	6,211～3,826	7,436～5,445	7,698～6,262

区分	計	6級	7級	8級
標準的な職位		部長 課長 事務長	部長 次長	部長
人員(割合)		8 (2.2%)	4 (1.1%)	1 (0.3%)
年齢(最高～最低)		59～45	59～55	-
所定内給与年額(最高～最低)		7,299～5,538	8,577～6,454	-
年間給与額(最高～最低)		9,645～7,246	11,247～8,612	-

注1:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手 教務員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	779	5 (0.6%)	148 (19.0%)	81 (10.4%)	227 (29.1%)	318 (40.8%)
年齢(最高～最低)		55～37	61～28	61～30	62～31	63～38
所定内給与年額(最高～最低)		3,949～3,665	5,720～3,241	6,717～3,634	7,116～4,150	9,387～5,435
年間給与額(最高～最低)		5,327～4,868	7,301～4,279	8,928～5,052	9,418～5,649	12,857～7,433

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	看護師長 助産師長 副看護師長 副助産師長	副看護部長 看護師長 助産師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	494人	0人 (0%)	411人 (83.2%)	54人 (10.9%)	25人 (5.1%)	3人 (0.6%)	1人 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)		-歳	59～23歳	59～35歳	59～43歳	57～47歳	-歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		-千円	4,682～2,371千円	4,854～3,629千円	5,007～4,337千円	4,826～4,650千円	-千円
年間給与 額(最高～ 最低)		-千円	6,236～3,133千円	6,532～4,899千円	6,912～5,917千円	6,821～6,566千円	-千円

注1:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 65.8	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 34.2	% 36.1
	最高～最低	% 48.9～32.7	% 41.3～29.9	% 44.9～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.8	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 33.2	% 34.7
	最高～最低	% 43.8～31.0	% 41.0～29.2	% 40.0～30.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 66.1	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.5	% 33.9	% 35.7
	最高～最低	% 49.2～32.7	% 46.6～30.2	% 45.9～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.5	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 33.5	% 34.9
	最高～最低	% 49.3～31.7	% 46.2～29.4	% 46.6～30.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	- %	- %	- %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	- %	- %	- %
	最高～最低	- %	- %	- %
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.6 %	65.8 %	64.3 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.4 %	34.2 %	35.7 %
	最高～最低	43.8～31.9 %	41.0～29.8 %	42.4～30.9 %

注1:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

95.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

96.2

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 84.4		
	参考	地域勘案	92.3
		学歴勘案	84.0
		地域・学歴勘案	92.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.6% (国からの財政支出額 13,822,000千円、支出予算の総額 41,084,000千円 :平成23年度予算)		
	【検証結果】 本法人の給与制度は、極めて客観性・合理性のある国家公務員の給与制度に準拠しており、職員の給与支給の基準は社会一般の情勢に適合させるという観点においては、給与水準は妥当なものであると思われる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 なし(平成22年度決算)		
	【検証結果】 —		
講ずる措置	—		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 96.2		
	参考	地域勘案	98.4
		学歴勘案	94.3
		地域・学歴勘案	99.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.6% (国からの財政支出額 13,822,000千円、支出予算の総額 41,084,000千円 :平成23年度予算)		
	【検証結果】 本法人の給与制度は、極めて客観性・合理性のある国家公務員の給与制度に準拠しており、職員の給与支給の基準は社会一般の情勢に適合させるという観点においては、給与水準は妥当なものであると思われる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 なし(平成22年度決算)		
	【検証結果】 —		
講ずる措置	—		

○ 教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 92.3

(注) 上記比較指標は法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	12,928,222	12,644,626	283,596	(2.2)	283,596	(2.2)
退職手当支給額 (B)	1,528,916	758,980	769,936	(101.4)	769,936	(101.4)
非常勤役職員等給与 (C)	4,159,914	3,972,777	187,137	(4.7)	187,137	(4.7)
福利厚生費 (D)	2,140,846	2,001,207	139,639	(7.0)	139,639	(7.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	20,757,898	19,377,590	1,380,308	(7.1)	1,380,308	(7.1)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員にかかる退職手当支給額を計上する。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1.対前年度比の増減要因の分析について

①「給与、報酬等支給総額」… 対前年度比 2.2%

教員の後任補充の実施や43歳に満たない職員について1号俸回復を実施。また、教員の定年年齢の引き上げに伴い、給与月額の高い教員の比率が若干高くなったため、増額となった。

②「最広義人件費」… 対前年度比 7.1%

1)「退職手当支給額」

昨年度63歳定年退職予定だった者が、教員の定年年齢の引き上げに伴い、今年度退職することになり増額となった。

2)「非常勤役職員等給与」

外部資金等の経費により雇用される職員の増加及び医学部附属病院における診療体制の見直し等による医療職員等の増員等により増額なった。

2.人件費削減の取組の状況について

①中期目標における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

②中期計画における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

③人件費削減の取組の進捗状況

下表のとおり、総人件費改革は順調に進んでいる。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	14,762,928	13,932,090	13,613,726	13,418,150	12,995,043	12,644,626	12,928,222
人件費削減率 (%)		△5.6	△7.8	△9.1	△12.0	△14.3	△12.4
人件費削減率(補正值) (%)		△5.6	△8.5	△9.8	△10.3	△11.1	△9.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:平成23年度の人件費削減率(補正值)では▲9.0%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、▲9.2%という数値となる。

注3:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連する措置について

【役員】

- ・平成24年4月から実施

【職員】

- ・平成24年6月から実施